

当薬局の行っているサービス内容について

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料3ーロ	当薬局は調剤基本料3ーロの施設基準に適合する薬局です。

調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項	
調剤管理料	患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料	患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。 薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。 薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。

服薬管理指導料の注1に関する事項	
服薬管理指導料の注1	当薬局には以下の基準を満たすかかりつけ薬剤師が在籍しています。 ・ 保険薬剤師の経験3年以上 ・ 週 31 時間以上の勤務 ・ 当薬局へ 6 か月以上の在籍 ・ 研修認定薬剤師の取得 ・ 医療に係る地域活動の取組への参画 患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

地域支援・医薬品供給対応体制加算4に関する事項	
地域支援・医薬品供給対応体制加算4	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 (体制基準) ・ 直近 3 か月の後発医薬品の数量割合85%以上 〔医薬品安定供給体制〕 ・ 医薬品の安定供給に向けた計画的な調達・在庫管理 ・ 他の保険薬局への医薬品分譲実績(同一グループを除く) ・ 供給不安時の入手可能薬局の確認・患者紹介・処方変更照会等の対応 ・ 重要供給確保医薬品(内用薬・外用薬)の 1 か月程度の備蓄 ・ 単品単価交渉の実施 ・ 卸売販売業者への頻回・休日夜間・急配に係る過度な依頼を慎む体制 ・ 温度管理を要する医薬品・在庫調整目的での卸への過度な返品を慎む体制 〔医薬品供給拠点〕 ・ 1,200 品目以上の医薬品の備蓄 ・ 直近 3 か月の後発医薬品の数量割合 85%以上 ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通 ・ 医療材料・衛生材料の供給体制 ・ 麻薬小売業者の免許

	・ 当薬局で取り扱う医薬品に係る情報提供に関する体制 ・ 調剤室の面積 16 m²以上の確保(令和 8 年 6 月以降に新規開設・改築・増築する場合) 〔休日・夜間体制〕 ・ 一定時間以上の開局 ・ 休日・夜間の開局時間外における調剤・在宅業務への対応体制 ・ 患者からの相談応需体制 ・ 夜間・休日の調剤・在宅対応体制(地域の輪番体制含む)の周知 ・ 〔在宅医療連携〕 ・ 診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制 ・ 保健医療・福祉サービス担当者との連携体制 ・ 在宅患者に対する薬学的管理・指導の実績(薬局あたり年 24 回以上) ・ 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等 〔医療安全〕 ・ 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集 ・ プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み ・ 医療安全に資する取組実績の報告 ・ 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備 〔かかりつけ薬剤師〕 ・ 服薬管理指導料の注 1 に係る届出 〔管理薬剤師〕 ・ 管理薬剤師の実務経験(薬局勤務経験 5 年以上、同一の保険薬局に週 32 時間以上勤務かつ 1 年以上在籍) 〔研修・学会〕 ・ 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備(研修計画の作成・受講等) ・ 学会発表・外部研修への参加等の推奨 〔プライバシー〕 ・ 患者のプライバシーに配慮した服薬指導の実施体制(椅子に座った状態での指導) 〔地域医療・セルフメディケーション〕 ・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売(48 薬効群) ・ 緊急避妊薬を含む女性の健康に係る対応体制 ・ 健康相談・健康教室の取り組み ・ 地域内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止 ・ セルフメディケーション関連機器の設置(体重計・体温計・血圧計等、少なくとも 3 種類) ・ 薬事未承認の研究用試薬・検査サービスの不提供
--	--

連携強化加算に関する事項	
連携強化加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・ 第二種指定医療機関の指定 ・ 新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知 ・ 新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有 ・ 災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施 ・ オンライン服薬指導の整備・セキュリティ全般に対する対応 ・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売

在宅患者訪問管理指導料に関する事項	
在宅患者訪問管理指導料	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出 ・ 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制(在宅協力薬局との連携を含む)及び周知 ・ 在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講 ・ 医療材料・衛生材料の供給体制 ・ 麻薬小売業者免許の取得

在宅薬学総合体制加算1に関する事項	
在宅薬学総合体制加算1	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 (在宅薬学総合体制加算1) ・ 直近の在宅訪問算定実績 年 48 回以上 ・ 服薬管理指導料の注1の届出 (在宅薬学総合体制加算2) 上記に加え、 ・ 高度管理実績(ア～ウのいずれか1つ) ア) 直近1年間の麻薬管理指導加算・在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算等の算定回数の合計が10回以上 イ) 直近1年間の無菌製剤処理加算の算定回数が1回以上 ウ) 直近1年間の乳幼児加算・小児特定加算の算定回数の合計が6回以上 ・ 個人在宅訪問の実績(アまたはイのいずれか) ア) 直近1年間の「在宅患者訪問薬剤管理指導料1・緊急訪問・緊急時等共同指導料・単一建物居住者1人の居宅療養管理指導費等」の合計が240回以上、かつ全在宅実績に占める割合が2割超 イ) 同合計が480回以上、かつ全在宅実績に占める割合が1割超 ・ 人員体制 常勤換算で3名以上の保険薬剤師が在籍し、開局時間中は2名以上が常駐して調剤対応および在宅患者の急変対応が可能な体制 ・ 高度管理医療機器販売業の届出

電子的調剤情報連携体制整備加算に関する事項	
電子的調剤情報連携体制整備加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・ レセプトオンライン請求の実施 ・ オンライン資格確認(電子資格確認)を行う体制 ・ オンライン資格確認等システムを通じて患者の診療情報・薬剤情報等を取得し、調剤・服薬指導等の際に閲覧・活用できる体制 ・ 電子処方箋により調剤する体制および調剤結果を登録する体制 ・ 電子処方箋管理サービスの重複投薬等チェック機能を用いて不適切な組合せが生じていないか確認できる体制 ・ 電磁的記録による調剤録および薬剤服用歴の管理体制 ・ セキュリティ全般について適切な対応を行う体制 ・ マイナ保険証利用率利用率 30%以上

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算に関する事項	
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	当薬局は麻薬小売業者の許可及び高度管理医療機器等の販売の許可を受けています。 医療用麻薬持続注射療法が行われている在宅患者に対して、注入ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行います。

在宅中心静脈栄養法加算に関する事項	
在宅中心静脈栄養法加算	当薬局は麻薬小売業者の許可及び高度管理医療機器等の販売の許可を受けています。 在宅中心静脈栄養法が行われている患者に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行います。

特定薬剤管理指加算2に関する事項	
特定薬剤管理指加算2	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・ 保険薬剤師の経験 5 年以上の薬剤師が勤務 ・ 患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制 ・ 麻薬小売業者免許の取得 ・ 医療機関が実施する化学療法に係る研修会への参加(年 1 回以上) 当薬局では、抗がん剤注射による治療を行う患者さまに対して、治療内容を把握し処方医との連携のもと、副作用の確認等のフォローアップを行います。

バイオ後続品調剤体制加算に関する事項	
バイオ後続品調剤体制加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・ 医薬品の適切な保管および患者への適切な説明を行うことができる保険薬局であつて、バイオ後続品の調剤を行うにつき必要な体制

調剤ベースアップ評価料に関する事項	
調剤ベースアップ評価料	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・ 当該評価料により得られる収入を対象職員の基本給等のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等の増加分に用いる体制

すみれ薬局	管理薬剤師： 鶴飼 雄基
所在地: 東京都町田市木曽東 1-15-21	TEL: 042-794-7566
	FAX: 042-794-7567